

- (ホ) 會社ノ繼承ニ對シテハ、繼承人ノ全額ニ支拂セシメ、
- (ニ) 遺言ノ執行ニ對シテハ、遺言ニ依リテ、
- (ハ) 遺言ノ執行ニ對シテハ、繼承人ノ全額ニ支拂セシメ、
- (ロ) 公債ノ還付日當ハ、全額入ノ入附以上ニ支拂シ、尙且、
- (ト) 贈與者ノ死亡シ、
- (ニ) 贈與者ニ關スル

- (ロ) 遺言ノ執行ニ對シテハ、繼承人ノ全額ニ支拂
- (ト) 入營限中ハ、公債ノ還付日當ハ、全額入ノ入附以上ニ支拂

- (五) 會社ノ都合ニ依リ解雇サレタル時ハ、規定以外ニ健康者ニ對シテハ、日給ノ二百日分、負傷者ニ對シテハ、三百日分ヲ支給サレタキコト
- (六) 解雇者ヲ復職セシメラレタキコト
- (七) 皆勤賞ハ從來ノ制度ニヨリ支給シ金額ハ現制度ニ依ルコト
- (八) 第三坑ニ於ケル人車ト鑛車トノ區別ヲ設ケラレタキコト
- (九) 三谷重徳君ヲ公傷トセラレタキコト
- (十) 臨時雇制ヲ廢止セラレタキコト
- (出) 労働組合ニ對シテハ、干渉セザルコト
- (古) 今回ノ事件ニ關シテハ、犠牲者ヲ出ダサザルコト
- (告) 退職手當改正ノ件

五ヶ年以上 二分ノ一  
 五ヶ年以上 三分ノ二  
 全額

五ヶ年以上 二分ノ一  
 五ヶ年以上 三分ノ二  
 全額

五ヶ年以上 二分ノ一  
 五ヶ年以上 三分ノ二  
 全額